

日本航空特別便・運航決定のお知らせ  
(ジャカルタ発中部国際空港行き：8月15日)

令和3年8月6日(総21第131号)  
在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※本件に関する照会は、在インドネシア日本国大使館にご連絡ください。(大使館代表電話：021-3192-4308(24時間連絡可能))

在留邦人の皆様へ  
当地滞在中の皆様へ  
2021年8月6日

日本航空による帰国のための特別便について、以下のフライトが追加で運航されることが決定いたしました。本便で帰国される方は、厚生労働省・検疫所が確保する宿泊施設で10日間の待機を求められることから、受入企業・団体による外務省への誓約書の提出は不要です。

また、帰国のための特別便という性質に鑑み、本便にお申込みいただける外国籍の方は、日本国籍をもっている方の配偶者及び子のうち、日本の在留資格及び再入国許可を有している方、または有効な査証を有している方となります(日本の在留資格を有しておられない方は新たに査証を取得して頂く必要があります)。

●日本航空 JL726便

8月15日(日) ジャカルタ発21:55 中部着07:05(翌日)

(10日間の待機場所は、中部国際空港周辺となります。)

(1) 販売開始 8月9日10時(インドネシア西部時間)

(2) 本便へのご搭乗を希望される方や運賃等の照会は、下記の旅行会社までお問い合わせください。販売開始時刻前にお問い合わせ頂いた場合、旅行会社からの返信は、8月9日 10時(インドネシア西部時間)以降となります。

ジャランツアー(トーリナトラベル)  
reservation@jalan-tour.com(日本語・英語)

JAKARTA TRAVEL SERVICE(JTS):  
info@ciu-jts.co.id(日本語・英語・インドネシア語)

日本旅行インドネシア(PT. Jabato International)  
nta@jabatojkt.com (日本語・英語・インドネシア語)

PT. J NET TRAVEL (J-NET)

nobuko@jnet.co.id (日本語)

eriko@jnet.co.id (日本語)

imam@jnet.co.id (英語・インドネシア語)

monic@jnet.co.id (英語・インドネシア語)

H. I. S Indonesia

(Jakarta) corp.jkt@his-world.com (英語・インドネシア語)

(Cikarang) corp.jkt2@his-world.com (英語・インドネシア語)

(Karawang) corp-jkt4@his-world.com (英語・インドネシア語)

(3) 販売席数には制限があります。定数に達する等、予約を受け付けかねる場合がございます。

#### ●留意点

(1) 本便は原則として、日本国籍の方であれば、どなたでも予約を申し込むことができます。そのため、予約受付開始後、早期に定数に達するおそれがあります。

(2) 当地の新型コロナウイルスの感染状況が悪化する中で、帰国希望の方ができる限り多く、また、速やかに帰国できるよう、すでに他の航空券をお持ちの方は、本便への振替やダブルブッキングは極力ご遠慮ください。重複予約をお持ちの場合、航空会社・旅行会社間での確認を要するため、航空券の予約・手配に時間がかかる場合があります。

(3) 日本に帰国するためには、出発の72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関等から「陰性」を証明する検査証明書を取得する必要があります。この検査証明書では、検査法、検査検体、検査時間等が所定の条件を満たしている必要があります。詳しくは、以下の厚生労働省ウェブサイトをご参照下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(4) 本便で帰国される方は、厚生労働省・検疫所が確保する宿泊施設で10日間の待機を求められます。外務省への誓約書の提出は不要です。待機場所は、中部国際空港周辺の宿泊施設となります。

(5) 入国後3日目、6日目、10日目のPCR検査で陰性と判定された場合には宿泊施設から退所していただきます。退所後のご自宅等への移動の際には公共交通機関を使わないようお願いいたします。また、退所後も入国後14日間は自宅等で待機して頂きます。